



情報(第 163 号)



令和 5 年 1 月 31 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

令和 5 年度の年金額改定

本年 1 月 20 日、厚生労働省は、令和 5 年度の年金額改定について公表をしました。今号は、老齢基礎年金額を中心にその解説をします（7 項を除く）。



1 年金額改定の仕組み

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67 歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68 歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和 5 年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定者は物価変動率（2.5%）を用いて改定します。

これに加えて、令和 5 年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和 3 年度・令和 4 年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われ、令和 5 年度の年金額の改定率は、新規裁定者は 2.2%、既裁定者は 1.9% となります（厚生労働省 HP：票）。正確を期すため引用しており、できるだけ簡単な解説に努めます。

【表 1】年金改定率

新規裁定者	名目手取り賃金変動率 $2.8\% - 0.3\% - 0.3\% = 2.2\%$
既裁定者	物価変動率 $2.5\% - 0.3\% - 0.3\% = 1.9\%$

2 令和 5 年度老齢基礎年金額

細かいことはさておき、老齢基礎年金額は表 2 のとおりとなります。年金額が上がるものの、物価は前項のとおり 2.5% 上昇率しており、素直に喜べない側面があります。

【表 2】老齢基礎年金額（月額）

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	改定率
新規裁定者	777,800 円（64,816 円）	795,000 円（66,250 円）	2.2%
既裁定者	777,800 円（64,816 円）	792,600 円（66,050 円）	1.9%

3 マクロ経済スライド

マクロ経済スライドを大胆に要約すると、物価・賃金上昇率よほど年金額改定をしないことで、年金給付額を抑制すると同時に、保険料上昇策も講じられており（こちらは既に上限まで引上げ済）、受給者、現役世代・企業ともに負担を分かち合っていたことが大きな意義なのです。

この仕組みは、平成 16 年に構築され、年金財政を長期間にわたって安定させるものとして、当時、「100 年安心プラン」との売り込みでした。国民年金保険料の納付率が低調であるとの批判から、政争の具となった感は否めず、冷静な議論とならなかったことは残念でした。

繰り返しますと、マクロ経済スライドは、物価・賃金が増えなくても年金額の引き上げを圧縮するものです。圧縮する数値は、労働力人口減少率と平均余命の伸びを

控除することによっています。

4 新規裁定者・既裁定者の年金額改定

新規裁定者とは、67 歳以下の受給者で、現役世代に近いことから、直近の賃金動向を年金額に反映させるもので、既裁定者とは、68 歳以上の方で、年金受給者であるため、物価変動を年金額に反映させる考え方です。

こうした区分があるだけで、要は、物価・賃金上昇率よりも年金額改定を抑制することに変わりはありません。

5 物価変動率

物価変動率とは、総務省統計局が管轄する消費者物価指数のことです。この作成に当たっては、世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要なものを品目として選び、その動向を調査したものといえます。消費者物価指数で採用している品目は、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要なものから構成され、582 の品目があるそうです。

6 年金は最後の砦

公的年金等を受給している高齢者世帯において、公的年金等が総所得に占める割合が 100%の世帯は 24.9%、同 80%～100%未満が 33.3%、同 60～80%未満が 15.9%、同 40～60%未満の世帯が 14.0%と続きます（厚生労働省：令和 3 年国民生活基礎調査の概況）。

このように年金は、老後における最後の砦ともいべき存在です。マクロ経済スライドによって年金額が抑制されることをふまえると、尚更、高い年金受給となる備えが必要です。

(1) 老齢基礎年金

20 歳以降、未納未加入期間を発生させない。免除猶予期間は 10 年以内に追納する。60 歳時点で満額の老齢基礎年金額でないときで、厚生年金保険の被保険者でなければ国民年金へ任意加入する。第 1 号被保険者では、国民年金基金へ加入するか付加保険料を納付する。税金対策として、社会保険料控除の申告を忘れずにする。

(2) 老齢厚生年金

長期勤続、真面目に働く（被保険者期間長、標準報酬高）

(3) 確定拠出年金

確定拠出年金に加入。当法人は企業型確定拠出年金（選択制）導入のご提案中。

7 在職老齢年金における支給調整

在職中である方（厚生年金保険被保険者）の老齢厚生年金は、標準報酬月額相当額と年金月額との合計額が一定額を上回るときは、その一部が支給停止されます。この一定額が改定されることから、受給額が増額する方が多くなります。

支給停止調整額＝470 千円→480 千円

表紙説明：山間部の未踏場（周南市須々万 令和 5 年 1 月 29 日）
